●2004 年 10 月号解題

外国人労働者

1990年代に外国人労働者が急増したころに比 べて外国人労働者への関心が薄れ、外国人労働者 「問題」は、ともすれば当事者、研究者、関連分 野の政策担当者だけの「問題」になりがちであっ た。しかし、外国人労働者が日本で就労するのは 短期的で、彼(女)等に対する労働需要が減少す れば母国へ帰るだろうと思われていたが、外国人 の定住、永住化の流れも生じており、就労、社会 保険, さらに子弟の教育など, 一時的な就労を前 提とした従来の対応との間にギャップが生じてい る。最近では FTA 締結交渉で日本の看護・介護 労働分野へ外国人労働者の受入れ要望が出されて いる。このように、外国人労働者問題は新たな局 面を迎えているということができる。こうした中、 今後の外国人労働者問題の動向を探るために、次 のような論文、紹介で構成することとした。

小川論文(「外国人労働者問題の現状」)では内外 の外国人労働者問題の現状が概観される。移民労 働者の数が増大傾向にあることを背景に、国際機 関で展開されている議論が紹介される。なかでも WTO のサービス貿易協定 MODE4 (自然人の移 動によるサービス提供)に日本が提示するオファー は、今後のわが国の外国人政策の方向として注目 される。次に、日本の外国人労働者の統計的推移 を見た上で、外国人労働者に対する施策、外国人 労働者問題に関する集住都市, 労使の立場が紹介 されている。小川論文で言及された内閣府の世論 調査結果によれば、外国人の受入れによる治安悪 化への懸念が強くなっており、受入れに慎重な立 場を取る人が多くなっている。不法就労者に対し ても否定的な立場の意見が7割に達している。た しかに不法滞在に問題は多いし、減らしていく必 要があるだろうが、同時に外国人労働者の人権レ ジームの定着も併せて取り組んでいくべきである う。

『日本労働研究雑誌』編集委員会

小川論文は、わが国の人口減少と外国人の受入 れとの関連について「国内の労働力人口について は政策的努力を怠れば減少することが見込まれる が、若年者、高齢者や女性などがもっと労働の場 に参加しやすくすることとなれば、今後10年程 度は大幅に減少する状況にはない」と展望してい る。この点を理論的に検討しているのが後藤論文 (「日本の労働力需給ギャップと外国人労働者問題」) である。後藤論文では少子高齢化によって生産年 齢人口が減少するからといってそのまま人手不足 につながるのではなく、労働需要要因と労働供給 要因によって大きく影響され、生産性上昇や女性・ 高齢者を活用すれば総量的には労働力需給バラン スは心配しなくてもよいこと、むしろ部門ごとの 需給バランスが問題になるとしている。その上で, 介護労働力需給ギャップに外国人労働者の受入れ で対応する場合と女性労働力の活用によって対応 する場合の効果を理論的に検討している。外国人 労働者受入れは、①賃金低下効果(受入れ国にとっ て+の効果、以下同じ)、②貿易制限効果あるいは 宇沢効果 (外国人労働者の受入れによって労働集約 財の生産が増加する効果、-),③非貿易財所得効 果 (-), ④非貿易財価格効果 (+) という四つ の効果をもつ (ただし、③の効果が④の効果を上回 るので、ネットでは (-) の効果)。外国人労働者 の受入れは受入れ国に対してプラス・マイナス様々 な効果を与えるが、関税障壁・非関税障壁が存在 するので、②の効果を強くし、全体としては受入 れ国にとって (-) の効果をもたらす可能性が高 い。これに対して、⑤女性労働者の増加(+)は 受入れ国であるわが国の経済的厚生を確実に高め. より望ましいと結論づけている。

ところで、日本の外国人受入れ制度については、 専門的技術的分野における外国人労働者は積極的 に受け入れるが、いわゆる単純労働者については

2 No. 531/October 2004

原則受け入れないというフロントドアと、受け入 れていないはずの単純労働者が研修生・技能実習 生, 日系人, 留学生・就学生の資格外就労という 形でバックドアから受け入れられており、しばし ば問題になっている。このバックドアから受け入 れられた外国人労働者に関連して二つの紹介を掲 載している。一つは、技能実習生に焦点を当てた 西岡紹介(「技能実習生の活用実態と日本人社員との 代替関係について」)で、研修生から技能実習生へ の移行要件、移行後の配置や賃金決定、日本人社 員との仕事の分担の現状が紹介される。さらに, 技能実習生の雇用が日本人社員の雇用にどのよう な影響を与えているかを、技能実習生比率からみ た量的側面と日本人社員と技能実習生との業務分 担状況から得られた仕事分担指標からみた質的側 面から分析している。その結果, ①量的側面につ いては、派遣・請負労働者比率が低く、最終製品 生産型でない企業ほど量的代替が進んでおり、② 派遣・請負労働者への依存度が高く、製品メーカー ほど日本人社員と技能実習生との間で仕事の分担 が進んでいることを見いだしている。今後、日本 人社員との公平性,一律平等型の賃金決定方法, 賞与のあり方を検討することが必要であり、 それ と併せて、技能実習生の能力向上と高度な仕事へ の配置のための条件整備が課題となると指摘して いる。

もう一つは渡邊紹介(「間接雇用の増加と日系人 労働者」)である。日系人中心の請負会社とそこ から日系人請負工を受け入れている二つの企業の 聞き取り調査結果から、①家族の呼び寄せによっ て女性の日系人請負工が増加し、また、就労も長 期化していること、②日系人の就労条件は、労働 者個人の能力よりも間接雇用という雇用形態に依 存して決まり、安価な労働力としての間接雇用あ るいは請負に対する需要が増加し、それが相対的 にコストが低い日系人労働者に対する需要を大き くしていること、③日系人が間接雇用を選ぶのは、 請負会社のセーフティネット機能と通訳スタッフ が日本での就労や生活まで細かくサポートしてくれることが理由になっていること、④日系人労働者の滞日が長期化し、企業での就業経験によって蓄積されたスキルを活用し、彼(女)等を積極的に活用する動きも一部に見られ、日本人社員の中に日系人請負工を混在させることによりOJTが行われているが、大部分の日系人請負工は単純作業に就いており、教育訓練・能力開発の機会はほとんどなく、階層の固定化につながる可能性を指摘している。

ところで, 人の国際移動をコントロールすると いう点で、日本の入国管理制度は欧米諸国のそれ に比べると相対的にうまく機能しているとも言わ れる。しかし、人の国際移動を政策的に制御する ことが可能なのであろうか。この点について、韓 国の外国人雇用許可制を取り上げることにした。 柳紹介(「大韓民国における外国人雇用許可制」)に よれば、3D (difficult, dirty, dangerous) 職場に おける単純技能労働への需要拡大に対して、韓国 では「産業研修生制度」による研修生として移民 労働者を受け入れ, その後, 「研修就業制」によっ て労働法の保護を受けることができる「従業員」 として就労する資格を与える。さらに「雇用管理 制」で韓国系移民がサービス業で「従業員」とし て働くことが認めている。しかし、韓国における 不法滞在者が急増し、その数は韓国における外国 人労働者の実に80%に達する。そこで、2004年 8月に施行された「外国人労働者雇用法」によっ て外国人労働者を合法的に雇用することができる ようになった。これにより、移民労働者にも韓国 人労働者と同様の労働関係法規が適用されるよう になった。しかし、産業研修生制度も維持された ままなので、いくつかの問題点も指摘されている。 はたして, 韓国の外国人雇用許可制が期待された 効果を生むかどうか、今後の動向が注目される。

責任編集 玄田有史・守島基博・渡邊博顕 (解題執筆:渡邊博顕)

日本労働研究雑誌 3